

復興計画事業一覧(案)

大船渡市

1 市民生活の復興

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
方針① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。				
施策ア 被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。				
1	応急仮設住宅維持管理等支援事業	応急仮設住宅の補修や駐車場などの維持管理 ・市内37団地、1,801戸対象	市	H23～H25
2	住宅応急修理事業	自宅の応急修理費用の一部負担により、自宅での生活を促進、支援(災害救助事業、県委託事業) ・半壊以上の被害を受けた方 ・1戸あたり52万円(上限)を負担(所得等の制限あり) ・申請戸数:463戸	市	H23
3	住宅耐震改修補強事業	木造住宅の耐震補強工事実施者に補助金を交付し、災害に強いまちづくりを推進 ・昭和56年以前に建築された一戸建木造住宅が対象 ・工事費の1/2、上限:60万円	市	H24～H26
4	埋蔵文化財調査事業	被災者の遺跡内への住宅建設に伴い必要となる発掘調査	市	H23
施策イ 住宅の自主再建が困難な方のために、公営住宅を整備します。				
5	災害公営住宅整備事業	住宅を失った被災者を対象に公営住宅を整備 ・土地購入、用地造成、取付道路工事などを実施 ・H23～25年度に市営住宅を約270戸建設予定	市	H24～H25
6	既設公営住宅復旧事業	笹崎団地(4棟16戸)、山口団地(2棟12戸)が津波により滅失、沢田団地(3棟中3戸)が地震により損傷(計31戸) ・土地購入、用地造成、取付道路工事などを実施 ・市営住宅を建設(30戸予定)	市	H23～H24
施策ウ 住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。				
7	防災集団移転促進事業	居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度に注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定し、条例を定める	市	H24～H28
8	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地近接等危険住宅の移転促進 ・急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域対象 ・住宅を移転する者に対して除去費用として78万円を補助 ・新家屋取得に対して金融機関からの借入額利子相当額を補助	市	H24～H25
9	漁村集落復興事業	漁業集落の地盤かさ上げなど防災強化	市	H23～H32
施策エ 住宅移転(市内)希望者への支援を行います。				
10	市民相談事業	法律相談、登記相談、行政相談、消費生活相談など、被災者などの抱える生活上の不安やさまざまな悩み事について相談機会を提供 ・場所:市役所内 ・方法:各種相談(毎月1回)、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政相談員などによる相談受付	市など	H23～

1 市民生活の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
11	総合的被災者相談支援事業	被災者の生活再建に向けて、多様化が予想される被災者からの相談・問い合わせに一元的かつ柔軟に対応するため、大船渡地区被災者相談支援センターを設置 ・対象: 県民 ・場所: 大船渡地区合同庁舎内 ・方法: 弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士などによる相談受付	県	H23～H27
	防災集団移転促進事業【再掲】	居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度に注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定し、条例を定める	市	H24～H28
施策オ 新たな居住環境において、人と地域のつながりが保てるよう配慮します。				
12	地域公民館整備支援事業	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館34施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地域公民館	H23～H32
13	応急仮設住宅コミュニティづくり支援事業	応急仮設住宅などでの住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティづくりの支援 ・社会福祉法人やNPOなどと連携 ・集会所などを利用したコミュニティづくりや、行政連絡、困りごと相談、交流イベントなど実施	市	H23～H24
方針② 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。				
施策ア 被災者の心と体のケア対策を実施します。				
14	健康サポート事業	健康の維持・増進を図るため、仮設住宅入居者などを対象に在宅訪問指導を実施。また、集会所などを活用した健康相談・健康教室の実施 ・場所: 市内応急仮設住宅 37カ所、既存宿舎など 10カ所、その他民間賃貸住宅、地域公民館など ・担当: 保健師、栄養士など	市	H23～H25
15	こころのケア事業	応急仮設住宅の入居者などを対象とした訪問指導、関係機関との調整	市	H23～H25
16	公害防止測定調査事業	震災後の生活環境における大気の状態の変化の有無を把握するため、降下ばいじん量を調査 ・場所: 大船渡町、盛町 ・方法: 自重または雨とともに沈降するばい煙や粉じんなどを容器に集めて降下ばいじん量を測定する。 ・数量: 24検体/年(両地点で毎月1回)	市	H23～H32
17	環境放射能水準調査事業	原発事故に伴い、放射線量、降下物・水道水に含まれる放射性物質などの監視・測定の強化 ・場所: 市内 ・方法: モニタリングポスト、簡易測定器による測定、専門業者への委託	県	H23～
18	環境放射線量測定事業	原発事故に伴い、市独自で大気中の放射線量を定期的に測定して影響を把握するとともに、市民へ情報を提供 ・場所: 市内(4カ所) ・方法: 簡易測定器による測定	市	H23～
施策イ 被災した保健・医療・介護・福祉施設を早期に復旧します。				
19	越喜来診療所復旧事業	津波被害を受けた診療所の復旧工事及び医療機器の整備 ・内容: 工事(電気設備更新、建物修繕)及び医療機器購入外 ・場所: 三陸町越喜来字所通地内	市	H23

1 市民生活の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
20	綾里・歯科診療所復旧事業	地震被害を受けた診療所の復旧工事 ・内容: 工事(基礎補強、内外壁張替外) ・場所: 三陸町綾里字平館地内	市	H23
21	老人福祉施設等災害復旧事業	介護老人福祉施設など、各種被災施設の早期再建 【協議対象施設】 介護老人福祉施設 1施設、通所介護 2施設、認知症対応型共同生活介護 1施設、小規模多機能型居宅介護 1施設	社会福祉法人等	H23～
施策ウ 地域医療を充実します。				
22	医師確保対策事業 (市町村医師養成事業、地域医療調査研究事業を含む)	医師不足の解消や初期救急医療体制、夜間における診療体制の環境整備に向けた取組 ・対象: 県の奨学金事業 ・内容: 負担金の納入 ・対象: 県立病院及び医師会など関係機関の代表 ・内容: 県立大船渡病院の医療体制充実や地域医療の課題についての検討会開催	市	H23～
	越喜来診療所復旧事業【再掲】	津波被害を受けた診療所の復旧工事及び医療機器の整備 ・対象: 施設 ・内容: 工事及び備品購入 ・場所: 三陸町越喜来字所通地内	市	H23
	綾里・歯科診療所復旧事業【再掲】	地震被害を受けた診療所の復旧工事 ・対象: 施設 ・内容: 工事 ・場所: 三陸町綾里字平館地内	市	H23
施策エ 地域全体で高齢者や障がい者、子供たちを支え合うやさしいまちづくりに取り組みます。				
23	生きがい対応型サービス事業	介護予防のための生きがい対応型サービスの拡充 ・対象者: 高齢者 ・場 所: 介護保険施設など	市	H23～H25
24	介護予防健康づくり事業	介護予防のための健康づくりや運動教室の開催	市	H23～H25
25	仮設住宅等における介護・福祉サービス等拠点施設設置事業	高齢者などの生活支援などを包括的に提供するサービス拠点を設置 ・設置数: 市内4カ所 ・運営方法: 委託 ・主な機能: 総合相談、デイサービス、生活支援業務、地域交流サロンなどの実施	市	H23～
26	放課後児童健全育成事業	保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供 【名称】 ・放課後児童クラブゆうゆう(大船渡北小学校) ・キッズクラブいかわA(猪川小学校) ・キッズクラブいかわB(猪川小学校) ・末崎学童保育会希望の丘(末崎小学校) ・放課後児童クラブさくらりっこ(盛小学校) ・にこにこ浜っこクラブ(赤崎小学校) ・たっせ学童クラブ(立根小学校)	市	H23～
27	被災保育所移転改築事業	津波で全壊した越喜来保育所の移転改築併せて、越喜来幼稚園、越喜来保育所、崎浜保育所及び甫嶺へき地保育所を統合し、幼稚園と保育所の一体施設である認定こども園として整備	市	H23～H24
28	シルバー人材センター運営事業	高齢者の就業活動を支援するため、被災した大船渡市シルバー人材センター施設を再建	大船渡市 シルバー人材センター	H23～
29	市町村消費者行政活性化事業	消費活動に伴う被害を防止するとともに、被害者を救済するため、消費生活センターを設置 ・場所: 市役所内 ・方法: 平成23年度は事務所工事、平成24年度より相談受付開始	市	H23

1 市民生活の復興

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
方針③ 災害廃棄物を適正に処理します。				
施策ア 大規模災害時に大量発生した各種の廃棄物を迅速に処理します。				
30	災害廃棄物処理事業	県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理	市	H23～
31	被災地防疫事業	市が業務を委託する専門業者と市民ボランティアなどで防疫班を組織して薬剤などを散布 ・場所:津波浸水区域及び瓦礫仮置場 ・方法:殺虫剤消毒薬及び消臭剤の散布	市	H23～H25
施策イ ガレキについては、市内企業などにおいて処理し、処理後に発生する灰などもできるかぎり有効活用します。				
	災害廃棄物処理事業【再掲】	県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理	市	H23～
方針④ 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。				
施策ア 災害に強い教育施設を整備します。				
32	学校再開事業	赤崎小学校、越喜来小学校、崎浜小学校の隣接校への移転、赤崎中学校の移転及び合同授業による学校の再開	市	H23
33	通学支援バス運行事業	被災した小中学校の児童・生徒が他校へ通学するためのスクールバスの運行	市	H23～H27
34	被災学校移転改築事業	津波により被災した赤崎小学校、越喜来小学校、赤崎中学校の移転改築	市	H23～H25
35	被災学校復旧事業(津波)	津波により被災した大船渡小学校、綾里小学校の補修	市	H23
36	被災学校復旧事業(地震)	地震により被災した日頃市小学校、第一中学校、末崎中学校、越喜来中学校の補修	市	H23
37	被災給食施設復旧事業	被災した赤崎学校給食共同調理場の復旧と併せた北部学校給食センターの整備	市	H23～H25
38	学校施設防災機能強化事業	旧耐震基準の学校施設の耐震補強工事などを実施 ・盛小学校:屋内運動場 ・末崎小学校:校舎 ・猪川小学校:校舎、屋内運動場 ・日頃市小学校:校舎、屋内運動場 ・大船渡北小学校:校舎、屋内運動場 ・綾里小学校:屋内運動場 ・第一中学校:屋内運動場 ・綾里中学校:校舎 ・越喜来中学校:校舎、屋内運動場	市	H23～H32

1 市民生活の復興

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
施策イ 被災した児童生徒などが、安心して就学できる環境を整えます。				
39	児童生徒就学援助事業 (被災対応)	被災した児童生徒の保護者へ就学費用の一部を補助	市	H23
40	児童生徒のこころのサポート事業	こころのケアを必要とする小中学校に臨床心理士を派遣し、こころのサポート授業への支援、担任及び児童生徒の教育相談や保護者への講義などを実施	県	H23～H24
41	学校等放射線量測定 及び土壌除染事業	原発事故に伴い、児童生徒などの安全を確保するため、市立学校及び保育所などの施設内において放射線量を測定。また、一定基準以上の数値を示した場合は、土壌の除染作業を実施	県・市	H23
42	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	幼稚園児の心のケアのため、スクールカウンセラーに準ずる者を配置	県	H23
43	いわての復興教育推進事業	将来の岩手を担う人材を育成するため、教育プログラムを作成、実践	県	H23
44	被災地学校等への教職員配置事業	教職員の加配が必要な小中学校に対し、継続的に教職員を配置	県	H23～
45	(仮称)教職員健康管理支援事業	教職員のメンタルヘルスチェックを行い、ストレス反応へのアドバイスや事後指導の実施	県	H24～
46	(仮称)いわての学び希望基金奨学金事業	震災・津波により親を失った児童生徒などを対象とした給付型の奨学金制度の創設及び運用	県	H23～
施策ウ 生涯学習環境を充実します。				
47	公立社会教育施設復旧事業	被災した公立社会教育施設の修繕、改築など ・猪川地区公民館:修繕 ・三陸公民館・越喜来地区公民館:改築または他の場所に新築	市	H23～H28
48	(仮称)復興支援文化活動事業	被災地区を対象として、市民相互のコミュニケーション維持と心のゆとりを保つため、生活に役立つ知識や技術を習得するなど多様な学習機会を提供し、市民の復興意欲を醸成	市	H23～H24
49	リアスホール修繕事業	地震被害を受けた市民文化会館・図書館の施設の修繕	市	H23
	地域公民館整備支援事業【再掲】	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館34施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地 域 公民館	H23～H32
施策エ 各種スポーツを推進します。				
50	公立社会教育施設復旧事業	被災した公立社会体育施設の修繕、改築、あるいは他の場所への新築 【対象施設】 市民体育館、体育センター、市民テニスコート、市民弓道場、田中島グラウンド、市営球場、三陸体育館、三陸総合公園グラウンド	市	H23～H28

1 市民生活の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
51	(仮称)スポーツイベント開催事業	復興記念事業として、県大会規模と同等以上のスポーツイベントなどを招致・開催	市	H25～H32
方針⑤ 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。				
施策ア 歴史・文化資源の継承・普及活動に取り組みます。				
	(仮称)復興支援文化活動事業【再掲】	被災地区を対象として、市民相互のコミュニケーション維持と心のゆとりを保つため、生活に役立つ知識や技術を習得するなど多様な学習機会を提供し、市民の復興意欲を醸成	市	H23～H24
52	子どもの読書活動推進事業	被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための読書ボランティアの育成を支援	県・市	H24～H25
53	家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業	被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための家庭教育学級の支援及び子育てサポーターの育成	県・市	H24～H25
54	民族資料保管庫の復旧事業	綾里小学校地内に所在する民族資料保管庫の修繕(サッシ約10カ所、外壁約50㎡、内壁約120㎡、内部天井約65㎡など)	市	H23～H24
55	博物館常設展示改修事業	津波災害を普及、継承するため、エントランスホール、シアター、荒れ狂う海・津波コーナーなどを改修し、明治三陸津波、チリ地震津波、東日本大震災の資料、映像、写真などを展示	市	H25～H26
	リアスホール修繕事業【再掲】	地震被害を受けた市民文化会館・図書館の施設の修繕	市	H23
56	市民芸術祭開催事業	市民芸術祭を復活し、復興記念事業として開催	実行委員会	H24～H32
57	指定文化財復旧事業	被災した郷土芸能装束などの指定文化財の修復	市	H23～H25
58	芸術文化創作活動支援事業	団体などによる芸術文化活動の活性化を図るため、展示会や発表会、作品集の刊行などの創作活動に対し補助	大船渡市芸術文化協会	H23～

2 産業・経済の復興

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
方針① 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。				
施策ア 仮設の工場や事務所の整備などにより、被災企業などの早期の事業再開を支援します。				
1	仮設店舗等貸与事業	中小企業基盤整備機構が建設する仮設店舗などを市が借り受けて、中小業者に転貸 ・支援対象:被災した中小企業者 ・建物種類:店舗、事務所及び工場 ・建設場所:被災事業者が希望する土地など 綾里黒土田総合運動公園駐車場 末崎町小細浦地区 末崎町神坂地区 大船渡町茶屋前地区 大船渡町野々田地区(3カ所) 大船渡町ノ森地区(2カ所) 大船渡町永沢地区(3カ所) 綾里黒土田地区(水産加工場) 綾里中曽根地区 越喜来所通地区 ・支援期間:原則入居から2年間	中小企業基盤整備機構 市	H23～
2	中小企業等復旧・復興支援事業	複数の中小企業などから構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して補助 ・補助率:国1/2、県1/4 (大企業の場合は国1/3、県1/6)	国・県	H23～H26
施策イ 雇用環境を改善し、雇用の維持と創出を図ります。				
3	企業誘致推進事業	新たな土地利用計画に基づき、製造業など雇用の拡大が見込まれる企業の誘致活動を展開 ・製造業などの市外企業 ・土地利用計画産業区域内の空き用地の活用 ・企業立地奨励制度などによる誘致活動	市 関係団体	H23～
4	工業用地整備事業	永浜・山口地区工業用地 ・県に対する整備促進要望 ・ガレキ処理場終了を見越して県とセールス活動 ・新たな工業用地の整備検討 ・新たな土地利用計画の中で検討	県・市	H23～
5	求職者資格取得支援事業	求職者が資格取得をする際、受講料の一部を補助 ・上限額:1人につき15,000円	市	H23～
6	雇用促進奨励支援事業	新規学卒者などを雇用した事業主へ上限20万円を奨励金として交付 ・対象:新規学卒者などを6カ月以上常用雇用した市内事業主	市	H23～
7	ジョブカフェ気仙支援事業	ジョブカフェ気仙の運営費を補助 ・各種セミナーの開催 ・ガイドブックの作成 ・臨時職員の配置	市	H23～
8	ふるさと雇用再生特別基金事業	雇用機会が見込まれる市営事業を民間企業などに委託 ・新たに雇用する労働者の雇用期間:原則1年以上	市	H23～
9	市町村緊急雇用創出事業	市町村が行う失業者などの雇用及び就業機会を緊急かつ臨時的に創出する事業に対する補助	市	H23～
10	デュアルシステム型被災者等ものづくり技術習得支援事業	被災地の離職者等を県内企業が一時的に雇用し、職場実習や講義などを組み合わせ、被災者等の生活基盤の安定と被災企業の再建を担うものづくり技術者の育成などを支援	県	H23～H24
11	漁業就業相談会参画事業	当市漁業の主力をなす沿岸漁業の担い手を確保・育成するため、漁業者と就業希望者との相談会(漁業就業支援フェア)の当市開催を促進	岩手県 漁連	H23～H27

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
12	新規就農者支援事業	市農協が新規就農予定者を対象に実施する栽培指導研修費用の一部を助成	市農協	H23～
13	大船渡市有林美しい森林育成事業	市有林の枝打ち及び病害虫捕獲作業を通し、新たな林業従事者を育成	森林組合	H24～H27
施策ウ 被災者の復興関連事業への雇用を促します。				
14	緊急雇用創出事業(復興関連事業)	失業者へ緊急・一時的な雇用の機会を提供(重点分野)	市	H23～
15	被災者支援事業	市内被災者を対象に、ガレキ撤去・分別などの仕事を斡旋 ・雇用場所:ガレキ撤去・分別場所 市内11カ所 ・賃金形態:日額 7,200円 ・雇用期間:H23.4～ガレキの処理が終了するまで	市	H23～H24
16	臨時職員緊急雇用事業	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者などの失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するため、県の臨時職員として任用	県	H23～
17	離職者等再就職訓練事業	災害復旧などの求人需要に対応するため、離職者等再就職訓練事業において、新たに特別訓練コースとして建設機械等操作資格を取得するコースを追加 ・実施場所:宮古市、釜石市、大船渡市 ・訓練コース:4コース ・訓練定員:90人	県	H23
18	被災求職者等雇用・人材育成事業	被災した離職者などの雇用の場を早急に確保するため、離職者などと企業などとのマッチングや、企業などの人材ニーズに合わせた人材を育成 ・新規雇用人数:160人	県	H23
19	沿岸地域食品事業者復興支援事業	沿岸地域において、食品事業者などが行う新商品・サービスの開発や販路開拓などの取り組みを雇用面で支援 ・新規雇用人数:140人	県	H23～H24
20	認定職業訓練施設災害復旧事業	被害を受けた認定職業能力開発施設を復旧するため、施設設置者である地元市及び訓練法人に対する補助 ・大船渡市(技能訓練所)ほか3市	市 職業訓練法人	H23～H24
21	雇用調整助成金や雇用保険等の給付(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)	経営状況が落ち込んだ企業が従業員の休業などで解雇を食い止めた場合、国が手当の一定割合を助成する制度について、震災に伴う支給要件の緩和や失業給付などに係る特例を実施 ・雇用調整助成金の拡充:特例対象期間(1年間)中に開始した休業を最大300日間助成金の対象 ・雇用保険の延長給付の拡充:雇用保険の給付日数を現行の個別延長給付(60日)に加え、更に延長	国・県	H23～
22	シーパル大船渡災害復旧事業	津波被害を受けた勤労者福祉施設「シーパル大船渡」(1階部分)の復旧	市	H23
23	就業支援推進事業	就業支援員による、関係機関と連携した雇用・労働に関する地域課題や相談への対応、企業訪問及び学校訪問をベースとした高校生の就職や若年者の職場定着支援	県	H23～
24	特定求職者雇用開発助成金の特例措置	被災者や震災による離職者を1年以上雇用する場合、助成金を支給	国	H23

2 産業・経済の復興

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
施策エ 既存の借入金と新たな借入金による二重ローンの軽減について、関係機関に働きかけます。				
25	復興支援ファンド設立支援事業	二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 ・復興支援ファンドが既存債務を買取り、既存債務の利子補給を実施し、負債を一時凍結	国・県 金融機関 など	H23～
26	水産業共同利用施設復旧支援事業	水産加工業協同組合などの施設の早期復旧・再開に必要な機器整備への補助	水産加工業協同組合など	H23
方針② 産業基盤を再建します。				
施策ア 被災した各種産業の生産基盤などを早期に復旧します。				
27	コンテナ定期航路再開事業	被災した荷役機械などの整備 ・ハーバークレーン ・リーチスタッカ ・管理棟 ・税関検査テント ・コンテナ洗浄機器などコンテナヤード関連設備 ・コンテナターミナル会社及びコンテナ船運航会社との協議	県・市 関係団体 関係企業	H23
28	港湾利活用推進事業	港湾物流のための施設整備 ・リーファー設備、電源設備、SOLAS設備など ・上屋、倉庫(津波危険区域に設置する場合は津波に強い形状)	県	H23～
施策イ 基盤整備にあたっては、建築物の構造強化や電源対策の推進など、防災機能の向上に配慮するほか、重要施設などへの重点・優先投資を行います。				
	港湾利活用推進事業【再掲】	港湾物流のための施設整備 ・リーファー設備、電源設備、SOLAS設備など ・上屋、倉庫(津波危険区域に設置する場合は津波に強い形状)	県	H23～
方針③ 水産業の早期再建を図ります。				
施策ア 漁船や養殖施設の共有・共用化、漁業の共同経営化などに対する支援を行います。				
29	共同利用漁船等復旧支援対策事業	共同利用漁船の購入、取得、定置網の取得に対する補助	漁協	H23～H25
30	水産養殖施設復旧事業	共同利用の養殖施設の復旧	漁協	H23～H25
31	水産業経営基盤復旧支援事業	共同利用の養殖関連施設の復旧	漁協	H23～H25
32	養殖用種苗供給事業	ワカメ、コンブ、ホタテガイ及びカキの種苗の確保	漁協	H23～H25
施策イ 新しい大船渡魚市場を早期に整備します。				
33	新大船渡魚市場整備事業	新しい魚市場の被災個所の補修工事と完成までの残工事の再開	市	H23～
34	現大船渡魚市場災害復旧事業	現魚市場の建物及び設備の修繕 (産地魚市場緊急支援事業)	市	H23
35	水産業共同利用施設復旧支援事業	現魚市場施設の早期復旧に必要な業務用機械器具の修繕整備	市	H23

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
施策ウ 漁業協同組合の経営安定化を図ります。				
36	漁協等機能回復支援事業	被災した漁協施設の復旧及び機能回復への補助	漁協	H23
37	製氷保管施設早期復旧支援事業	魚市場に関連する製氷・貯氷施設の整備	漁協	H23
施策エ 地域特産水産物のPRや地産地消の取り組みを進めます。				
38	海の恵み体験施設復旧事業	つくり育てる漁業を推進するため、三陸蓄養センターを復旧	市	H25
39	東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム	大型マイクロバブル発生装置による大船渡湾の水質浄化試験	独立行政法人	H23
施策オ 水産関連施設の防災機能の向上を図るほか、集約化などにより効果的に整備します。				
40	漁港関係施設等復旧事業	被災した漁船、漁港などへの漂着物などの撤去、ガレキ処分	市	H23～H25
41	漁港関係施設等復旧事業(漁港施設)	被災した防波堤・岸壁・臨港道路など漁港施設の復旧 県管理: 門の浜、大船渡、綾里、越喜来、崎浜、根白(6漁港) 市管理: 基石、泊里、蛸ノ浦、長崎、合足、小路、野野前、砂子浜、小石浜、鬼沢、泊、小壁、増館、吉浜、扇洞、千歳(16漁港)	県・市	H23～H27
42	漁港関係施設等災害復旧事業(漁業集落排水施設)	被災した漁業集落排水施設(処理場・管路など)の復旧 ・蛸ノ浦地区、砂子浜地区、小石浜地区、根白地区、千歳地区(5地区)	市	H23～H27
	水産業経営基盤復旧支援事業【再掲】	共同利用の養殖関連施設の復旧	漁協	H23～H25
43	さけ・ます生産地震災復旧緊急支援事業	平成24年春のさけ・ます種苗放流を可能とするための生産施設などの緊急整備を支援	漁協	H23
44	アワビの里復旧事業	つくり育てる漁業を推進するため、アワビ生産センターを復旧	市	H24～H25
	水産業共同利用施設復旧支援事業【再掲】	水産加工業協同組合などの施設の早期復旧・再開に必要な機器整備への補助	水産加工業協同組合など	H23
45	採介藻漁業復旧支援事業	潜水機械器具や紫外線海水殺菌装置の整備	漁協	H24～H25
施策カ 持続可能な水産業の仕組みを模索します。				
46	水産物等残渣処理事業	水産加工工場冷蔵倉庫内の水産物など残渣の積込、搬出、運搬、処理及び搬出路の確保	大船渡湾冷凍水産加工業協同組合	H23

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
47	海上ガレキ処理事業	湾内の水質汚染や漁業への影響を考慮し、海上ガレキを撤去、運搬及び処理	市	H23
48	漁業者等再建緊急支援事業	漁業者等が行う漁場などのがれき撤去、回収作業などへの従事に係る賃金給付	市	H23
49	むらづくり研修施設整備事業	むらづくり研修施設の復旧整備、修繕など (漁業地域交流センター、田浜はまゆり会館、漁村センター、野々前しおさい会館、扇洞会館)	市	H24～H28
	さけ・ます生産地震災復旧緊急支援事業【再掲】	平成24年春のさけ・ます種苗放流を可能とするための生産施設などの緊急整備を支援	漁協	H23
	アワビの里復旧事業【再掲】	つくり育てる漁業を推進するため、アワビ生産センターを復旧	市	H24～H25
50	漁業の6次産業化支援事業	漁業者等による養殖ワカメなどの地域水産物の新たな販売モデル等の導入を支援	漁協	H25～H27
51	アサリ増殖場整備事業	アサリを対象種に資源の増産と持続的利用を図り、漁家世帯の所得向上と地域振興を図るための大船渡湾内における増殖場整備(湾内の環境調査を含む)	市	H28～H30
	漁業就業相談会企画事業【再掲】	当市漁業の主力をなす沿岸漁業の担い手を確保・育成するため、漁業者と就業希望者との相談会(漁業就業支援フェア)の当市開催を促進	岩手県漁連	H23～H27
方針④ 農林業のあり方を検討し、復興策を見出します。				
施策ア 遊休農地の有効利用を踏まえながら、被災した農地などを早期に復旧します。				
52	農地災害復旧事業	津波浸水被害農地の堆積土砂撤去、客土、整地	県	H23～H25
53	農業用施設災害復旧事業	農業用施設の復旧 ・農業用道路、水路	県	H23～H25
54	(仮称)農地災害関連区画整備事業	生産性・収益性の高い農業の実現のため、災害復旧と併せて圃場などを整備 ・吉浜地区 区画整理面積 30ha	県	H23～H28
55	東日本大震災農業生産対策事業	被災した農業関連の共同利用施設などの復旧や共同利用農業機械の導入を支援 ・ころ柿シール機 1台 ・水稻育苗ハウス(30a) 3棟	市農協	H23
56	被災農家経営再開支援事業	津波などの被害を受けた農地の復旧作業を共同で行う農業者に対し、復興組合を通じて経営再開支援金を支給 ・支援単価限度額:水田作物 3.5万円/10a、路地野菜(花きを含む) 4.0万円/10a	県	H23～H25
57	小規模農地等災害復旧事業	被災した農地・農業用施設について、国の災害復旧事業制度の対象とならない小規模な災害復旧を支援 ・1農家あたり工事費の合計額が13万円以上	市 受益農家	H23

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
58	中山間地域総合整備事業	農業生産基盤の整備 ・三陸町吉浜大野地区 区画整理 27.1ha 客土 18.9ha 暗渠排水 13.5ha	県	H24～H29
59	(仮称)三陸みらい園芸産地づくり事業	夏季冷涼で冬季温暖な三陸地域の気象条件を活かした、高収益施設園芸品目のハウスなどの生産施設整備を支援 ・品目:イチゴ、ほうれん草、菌床椎茸	農業者で組織する団体等・市農協	H24～H26
60	(仮称)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	東日本大震災で被災した産直施設、食材供給施設などの復旧を支援 ・菌床椎茸ハウス(50坪) 6棟 ・菌床椎茸集荷施設 1棟 ・菌床椎茸ホダ玉 40万玉	市農協・菌床椎茸生産組合	H24～H25
61	海岸保全施設災害復旧事業	被災した農地海岸保全施設に係る応急的な復旧や、新たな基準に基づく海岸堤防の復旧・整備を実施 ・海岸保全施設 3カ所 応急工事(暫定堤防) 平成23年8月～	県	H23～H25
施策イ 地産地消の取り組みを進めるなど、農林業振興を図ります。				
62	むらづくり研修施設整備事業	集会施設整備(2施設) ・合足ふるさとセンター ・甫嶺地区集会施設	市	H24～H28
63	(仮称)木材供給等復旧対策事業	津波によって流失・損壊した高性能林業機械や木材加工施設などの修繕・再整備を支援	森林組合・素材生産業者・木材加工業者	H23～H24
64	森林組合機能回復支援事業	森林組合機能の早期回復に不可欠な機器整備などを支援	森林組合	H23
65	木材供給等緊急対策事業	・市内木材加工会社の生産、電力、熱利用などの施設整備を支援 ・市内木材加工会社を中心にバイオマス燃料の生産、電力、熱利用などの施設整備を支援	森林組合・素材生産業者・木材加工業者	H23
66	(仮称)県産木材利用復興住宅促進事業	震災により住宅を失った住民が、居宅を一定割合以上の県産材を使用して建設する場合などに、地域型商品券や住宅設備費と交換可能な復興住宅ポイントを付与	県	H24～H26
	(仮称)三陸みらい園芸産地づくり事業【再掲】	夏季冷涼で冬季温暖な三陸地域の気象条件を活かした、高収益施設園芸品目のハウスなどの生産施設整備を支援 ・品目:イチゴ、ほうれん草、菌床椎茸	農業者で組織する団体等・市農協	H24～H26
方針⑤ 商業の早期再建を図ります。				
施策ア 仮店舗や共同店舗の整備などにより、早期の事業再開を支援します。				
67	商店街活性化対策事業	商店街の販売促進や集客事業に対する補助	市	H23～
68	(仮称)被災商店街にぎわい支援事業	商店街のコンセプトづくりや活性化を図る取り組みを支援 ・専門家の招へい ・被災した商店街の賑わいの回復や人を呼び込むための事業	県	H24～
69	事業協同組合等の共同施設復旧補助事業	事業協同組合などの共同施設・設備の復旧に対する補助 ・補助率:国1/2、県1/4 ・要件:復旧経費が30万円以上の施設	国・県	H23～

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
70	中小企業被災資産修繕補助事業	中小企業の現有店舗・工場などの修繕に対する補助 ・対象事業者:被災した沿岸地域の中小小売業者・サービス業者 ・対象経費:災害復旧に伴う修繕に要する経費 ・補助率:1/2以内の額	市	H23
	仮設店舗等貸与事業【再掲】	中小企業基盤整備機構が建設する仮設店舗などを市が借り受けて、中小業者に転貸 ・支援対象:被災した中小企業者 ・建物種類:店舗、事務所及び工場 ・建設場所:被災事業者が希望する土地など 綾里黒土田総合運動公園駐車場 末崎町小細浦地区 末崎町神坂地区 大船渡町茶屋前地区 大船渡町野々田地区(3カ所) 大船渡町地ノ森地区(2カ所) 大船渡町永沢地区(3カ所) 綾里黒土田地区(水産加工場) 綾里中曽根地区 越喜来所通地区 ・支援期間:原則入居から2年間	中小企業基盤整備機構 市	H23～
施策イ 被災した商店街については、防災機能や利便性の向上などを考慮して再整備されるよう支援します。				
	津波避難ビル等の指定【再掲】	浸水想定区域内において構造的要件を満たす施設を津波避難ビルなどとして指定	市	H23～
方針⑥ 観光産業の早期再建を図ります。				
施策ア 被災した観光資源・施設を復旧します。				
71	大船渡市観光物産協会運営支援事業	観光物産振興の核となる観光物産協会への補助	市	H23～
72	観光施設整備事業	基石海岸などの観光施設の復旧と今後の施設整備に係る調査・検討 ・案内板の整備 ・インフォメーションセンターなどの整備検討	市	H23～
73	(仮称)沿岸地域観光産業再生支援事業	津波により失われた地域観光資源の復興に向け、核となる人材の育成とさまざまな機関によるネットワークの構築を促進 ・人材の育成:県内4地区(久慈、宮古、釜石、大船渡) ・ネットワークの構築:県内4地区	県	H24～
施策イ 観光関連イベントを復活するほか、復興に係るキャンペーンを実施します。				
74	いわてデスティネーションキャンペーン推進事業	沿岸の復興支援と内陸観光振興に向けた全国への情報発信、誘客事業の展開、地域主体の観光地づくりを推進 ・宣伝、誘客事業の実施 誘客イベント、情報発信など ・受入態勢整備事業 歓迎イベント、二次交通対策など (キャンペーン回数:年1回)	推進協議会	H23～
75	未知の奥・平泉観光振興事業	沿岸復興のシンボルとしての「平泉」を核に、情報発信、誘客事業を実施 ・情報発信(7回) 広告媒体の活用、ポスターなど ・誘客事業(3回) 誘客イベントなどの開催	県	H23～
76	国立公園の名称変更事業	陸中海岸国立公園の拡張に伴う三陸海岸国立公園への名称変更 ・三陸海岸に所在する国立公園や県立公園を再編	国	H23～
77	三陸海岸長距離歩道(三陸海岸トレイル)整備事業	青森、岩手、宮城、福島各県にまたがる長距離歩道の整備 ・代表的な観光地などを結ぶ南北約350km ・福島県相馬市の松川浦国立自然公園～青森県八戸市の種差海岸まで	国	H24～
施策ウ 農漁業体験などによる新たな観光振興を図ります。				

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
78	体験インストラクター養成事業	農漁業体験など新たな体験観光を推進するため、インストラクターを養成 ・インストラクター導入研修 ・スキルアップ研修	市	H24～
79	(仮称)安全・安心グリーン・ツーリズム展開事業	グリーン・ツーリズム受入農林漁業者の安全・安心なグリーン・ツーリズム受入体制の構築支援と、県内外へのPR活動を実施	県	H23～
80	被災地でのボランティア体験事業	首都圏の企業や個人を対象としたボランティアツアーの実施 ・被災地でのボランティア活動 ・被災地住民との交流	民間	H24～
施策エ 平泉の「世界文化遺産」登録や「ジオパーク」認定と連動した誘客活動を実施します。				
	いわてデスティネーションキャンペーン推進事業【再掲】	沿岸の復興支援と内陸観光振興に向けた全国への情報発信、誘客事業の展開、地域主体の観光地づくりを推進 ・宣伝、誘客事業の実施 誘客イベント、情報発信など ・受入態勢整備事業 歓迎イベント、二次交通対策など (キャンペーン回数:年1回)	推進協議会	H23～
81	広域連携観光振興事業	岩手県観光協会など広域で連携した観光宣伝や観光客誘致を実施 ・岩手県観光協会 ・東北都市観光協議会 ・陸中海岸国立公園協会 ・三陸・けせん観光協議会 ・黄金王国推進委員会	協議会等	H23～
方針⑦ 地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。				
施策ア 既存企業の再生を支援します。				
82	中小企業融資あっせん事業	事業資金を融資するため、各金融機関へ原資を預託 ・小口資金:限度額 1,250万円 ・中口資金:限度額 3,750万円 ・開業資金:限度額 1,250万円 ・経営安定資金:限度額 2,500万円	市	H23～
83	中小企業振興事業	中小企業者で組織する団体などの実施事業に対する補助 ・対象事業:異業種交流、新商品開発促進、販売促進、人材養成など ・補助率:対象経費の1/2以内	市	H23～
84	中小企業特別対策事業	中小企業特別対策室の設置、専門経営対策指導員の委嘱 ・広報紙「しおさい」の発行 ・調査、相談業務	市	H23～
85	中小企業融資補給事業	融資を利用した中小企業者へ保証料及び利子を補給 ・中小企業融資保証料の負担 ・中小企業融資利子補給の実施	市	H23～
	中小企業被災資産修繕補助事業【再掲】	中小企業の現有店舗・工場などの修繕に対する補助 ・対象事業者:被災した沿岸地域の中小小売業者・サービス業者 ・対象経費:災害復旧に伴う修繕に要する経費 ・補助率:1/2以内の額	市	H23
86	被災工場再建支援事業	被災した企業の工場などの再建に対する補助 ・被災前常用雇用者30人以上の企業 ・補助率1/10 ・上限5,000万円(100人以上は1億円)	市	H23
87	物産販路拡大事業	物産展への出品、インターネットによる周知 ・各種物産展などへ出展参加 ・インターネットによる販路拡大への支援 ・食品見本市開催 ・物産パンフレットの印刷	市	H23～

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
88	中小企業復旧資金利子補給事業	岩手県中小企業災害復旧資金を貸し付ける金融機関に対して利子補給金を交付 ・貸付利率 3年以内:年1.7%以内(固定) 3年～10年以内:年1.9%以内(固定)	市	H23～
施策イ 地場産業の連携・高度化や新たな分野での起業などを支援します。				
89	いわてものづくり産業人材育成事業	県内陸地域と沿岸・県北地域のものづくりネットワーク間の連携強化と産業集積を支える高度な産業人材の育成を支援 ・工業高校における技能士数:2,700人	県	H23～
施策ウ 北里大学など関係機関との産学官連携の取り組みを推進します。				
90	北里大学海洋生命科学部早期再開促進事業	北里大学海洋生命科学部三陸キャンパスの早期再開に向けた取り組みを関係機関とともに積極的に展開	市	H23～
91	産学官連携交流促進支援事業	北里大学海洋生命科学部と市内事業所が共同で実施する研究開発事業への補助 ・補助率 2/3 ・上限120万円	市	H23～
92	北里大学海洋生命科学部施設利用促進事業	北里大学海洋生命科学部三陸キャンパス内施設(体育館、グラウンドなど)や設備(海水ポンプ、水槽施設など)の利用を積極的に促進	市	H23～
93	三陸町養殖海域の水質調査事業	北里大学海洋生命科学部の協力を得ながら、三陸町内の養殖海域において水質調査を実施	市	H23

3 都市基盤の復興

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。				
施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。				
1	道路復旧事業	被災した道路の復旧 ・主要地方道大船渡綾里三陸線 ・主要地方道大船渡広田陸前高田線 ・県道丸森権現堂線 ・県道基石海岸線 ・県道崎浜港線 ・野々田川口橋線川口橋外113路線	国・県・市	H23～
2	道路新設・改良事業	高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路などの整備 ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画) ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画) 主要地方道大船渡広田陸前高田線 主要地方道大船渡綾里三陸線 県道崎浜港線 県道基石海岸線 ・市道市役所庁舎前線、田茂山明神前線、大船渡北小学校線、山口6号線、沢田宮野線、細浦地区避難路、石浜海岸線、浦浜地区避難路、吉浜中学校線外46路線	県・市	H23～
3	河川復旧事業	被災した河川の復旧 ・盛川、須崎川、船河原川、立根川、後ノ入川、合足川、甫嶺川、泊川、浦浜川、吉浜川(県管理河川) ・中村川、小石浜川、白浜川	県・市	H23～
4	林道整備事業	主要道を補完する林道の開設 ・林道平根線 施工延長 5,500m ・林道甫嶺線 施工延長 6,000m	県	H23～H32
5	林道改修事業	既存の林道の拡幅改修などによる主要道補完路の整備 ・林道増館線 施工延長 4,721m ・林道赤崎線 施工延長 18,377m ・林道箱根山線 施工延長 3,554m ・林道箱根山線 待避所設置 8カ所	市	H23～H32
6	林道施設災害復旧事業	被災した林道の法面などの復旧 ・林道増館線 5カ所 ・林道赤崎線 7カ所	市	H23～H24
7	河川改修事業	堤防のかさ上げの検討、護岸の改修など ・盛川、須崎川、大立川など県管理河川 ・下平川 ・上平川 ・茶屋前水路外市管理河川	県・市	H23～
8	港湾施設復旧事業	・国:湾口防波堤、永浜地区岸壁(-13m)、野々田地区岸壁(-13m)の復旧 ・県:野々田・茶屋前、永浜山口地区の岸壁、物揚場、防潮堤、防波堤、護岸、係留施設、水門、臨港道路などの復旧	国・県	H23～
施策イ 湾口防波堤については、湾内の水質環境に十分配慮のうえ復旧します。				
9	湾口防波堤復旧事業	震災前から課題である大船渡湾の水質に配慮した構造による湾口防波堤の復旧	国・県	H23～
	港湾施設復旧事業【再掲】	・国:湾口防波堤、永浜地区岸壁(-13m)、野々田地区岸壁(-13m)の復旧 ・県:野々田・茶屋前、永浜山口地区の岸壁、物揚場、防潮堤、防波堤、護岸、係留施設、水門、臨港道路などの復旧	国・県	H23～
10	環境関連調査事業	震災後の大船渡湾内の水環境を把握するため、水質などの調査を実施し、外部専門家の意見を聴きながら水質浄化対策を推進 場所:大船渡湾 方法:採水・採泥後分析・検討し、計画に基づいて浄化策を推進	市	H23～H32

3 都市基盤の復興

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
施策ウ 地盤沈下状況などを十分考慮しながら、海岸保全施設を早期に復旧します。				
港湾施設復旧事業【再掲】		・国：湾口防波堤、永浜地区岸壁(～13m)、野々田地区岸壁(～13m)の復旧 ・県：野々田・茶屋前、永浜山口地区の岸壁、物揚場、防潮堤、防波堤、護岸、係留施設、水門、臨港道路などの復旧	国・県	H23～
海岸保全施設災害復旧事業【再掲】		被災した農地海岸保全施設に係る応急的な復旧や、新たな基準に基づく海岸堤防の復旧・整備を実施 ・海岸保全施設 3カ所 応急工事(暫定堤防) 平成23年8月～	県	H23～H25
漁港関係施設等復旧事業(漁港施設)【再掲】		被災した防波堤・岸壁・臨港道路など漁港施設の復旧 県管理：門の浜、大船渡、綾里、越喜来、崎浜、根白(6漁港) 市管理：基石、泊里、蛸ノ浦、長崎、合足、小路、野野前、砂子浜、小石浜、鬼沢、泊、小壁、増館、吉浜、扇洞、千歳(16漁港)	県・市	H23～H27
施策エ 上水道・下水道を早期に復旧します。				
11 水道施設復旧事業		・破損配水管、給水設備などの布設替え・修理 ・破損給水設備の修理・交換 ・電気計装設備・ポンプ設備の修理・交換(上水道) ・テレメーター設備の更新(簡易水道)	市	H23～H24
12 水道施設整備事業		既存施設の耐震化または全面改修	市	H24～H28
13 公共下水道及び都市下水路災害復旧事業		公共下水道応急処理、本復旧工事 ・大船渡浄化センター(大船渡町)災害復旧 簡易処理(平成23年3月26日開始) 通常(生物)処理開始(平成23年中目途) 本復旧工事(平成24年度完了予定) ・管渠施設(大船渡町・盛町) 調査・設計(平成23年度) 管渠補強・修繕(平成25年度完了予定) ・都市下水路補修、堆積土砂撤去 ・新田都市下水路ほか ・調査・測量・設計、土砂撤去、補強・修繕(平成25年度完了予定)	市	H23～H25
14 漁業集落排水施設復旧事業		・蛸ノ浦漁業集落排水施設 簡易処理(平成23年5月26日開始) 仮設処理施設により通常(生物)処理(平成23年7月29日開始) 本復旧工事(平成25年度完了予定) ・砂子浜漁業集落排水施設 通常(生物)処理(平成23年4月13日開始) 本復旧工事(平成24年度完了予定) ・小石浜漁業集落排水施設 通常(生物)処理(平成23年4月13日開始) 本復旧工事(平成24年度完了予定) ・根白漁業集落排水施設 簡易処理(平成23年5月26日開始) 仮設処理施設により通常(生物)処理(平成23年10月初旬開始予定) 本復旧工事(平成24年度完了予定) ・千歳漁業集落排水施設 簡易処理(平成23年5月26日開始) 通常(生物)処理(平成23年9月開始予定)	市	H23～H25
施策オ 都市基盤施設の復旧・整備にあたっては、防災機能の向上に配慮するほか、広域幹線交通網の強化や防災拠点として有用な「道の駅」の適正配置など、重要施設などへの重点・優先投資を行います。				
15 防災道路ネットワークの整備		広域的な防災機能を発揮するための三陸縦貫自動車道、国道、県道と連絡する道路の整備 ・三陸縦貫自動車道吉浜道路 ・三陸縦貫自動車道新インター ・市道滝の沢線(三陸インター接続)	国・県・市	H23～
16 被災都市公園修繕事業		被災した都市公園の遊具や施設の修繕 ・盛川河川敷、笹崎、大田、大田南、みどり町、諏訪前、石橋前公園 ・トイレ、フェンス・遊具などの修繕	市	H23～H25

3 都市基盤の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
17	災害対応強化都市公園事業	災害時の対応を考慮した都市公園の整備 ・総合公園予定地を災害時に避難施設として活用できる施設として整備 ・基本設計委託、測量詳細設計委託、基盤整備、体育館等施設整備(備蓄倉庫、災害対応受水槽、発電設備、非常時トイレ、ソーラー照明灯)	市	H24～H28
18	メモリアル公園等整備事業	犠牲者の追悼、鎮魂や、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園などの整備	国・県・市	H23～H30
19	防災センター整備事業	防災拠点施設である防災センターの整備 ・市民の安全で安心な暮らしを守り、さまざまな災害に確実に対処する防災活動及び防災教育の拠点施設として整備 建設予定地:盛町字木町1-1 敷地面積:3,825㎡ 延床面積:庁舎・車庫棟 2,887㎡ 防災体験棟 240㎡	市	H23～
20	衛生センター復旧事業	被災した衛生センター施設・機器の復旧	気仙広域連合	H23
施策カ 道路を盛土構造とすることなどについて、防災上の効果を十分に検討したうえで整備を図るほか、災害時に集落が孤立しないよう代替路線を整備・確保します。				
21	道路新設・改良事業	道路の嵩上げなどの検討、地区・地域間を連絡する代替路線の整備 ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画) ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画) 主要地方道大船渡広田陸前高田線 主要地方道大船渡綾里三陸線 県道崎浜港線 県道基石海岸線 市道田茂山明神前線、山田線	県・市	H23～
施策キ 災害に強い、あるいは災害を受けない鉄道施設の復旧・整備について、広域的な観点に基づく公共交通システムの構築と併せて検討します。				
22	路線バス運行事業	市民の移動手段を確保するため路線バスを運行 ・日頃市線、越喜来線、基石線、綾里線、吉浜線、丸森立根線、甫嶺・砂子浜線、外口線	市	H23
23	震災緊急生活交通確保事業	被災により県立病院が機能不全となった市町について、県が広域生活路線バスを運行し、被災住民等の県立病院などへの移動手段を確保 ・陸前高田市内～県立大船渡病院	県	H23
24	三陸鉄道南リアス線代替バス運行事業	三陸鉄道の復旧まで代替バスを運行 ・釜石市上大畑～県立大船渡病院	三陸鉄道	H23～
25	JR大船渡線の復旧事業	JR大船渡線の復旧に向けた整備方針の検討	JR	H23～
26	三陸鉄道復旧支援事業	三陸鉄道の早期再開に向け復旧費用の一部を支援 ・南リアス線延長:37km ・南リアス線被害箇所数:247	市	H23～
27	岩手開発鉄道の復旧支援事業	岩手開発鉄道の復旧費用の一部を支援 ・補助率:国1/4、市1/4	市	H23～
方針② 土地利用のあり方を検討のうえ見直します。				
施策ア それぞれの被災地域の特性を考慮した土地利用計画を定めます。				
28	復興計画策定等支援事業	被災地の被災状況調査の実施や復興計画策定に係る市の取り組みなどへの支援	国	H23

3 都市基盤の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
29	都市計画マスタープラン策定事業	都市計画法に基づき、災害に強いまちづくりを目指し、市の都市計画に関する基本的な方針を策定 ・目指す都市像及び地域別の整備方針 ・都市施設の整備方針 ・都市防災の方針(地区計画などによる建築物の構造等の検討)	市	H23～H25
30	土地区画整理事業	土地の区画を整えながら、宅地造成などによる新たな住環境の整備	市	H23～
31	小規模住宅地区等改良事業	不良住宅の集合などにより、生活環境の整備が遅れている地区での住宅などの整備 ・住環境の整備改良 ・災害防止のための住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備	市	H23～
施策イ 沿岸地域を中心とした住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどに伴い、移転先地域なども含めた複数のエリアで土地利用のあり方を検討し、用途を定めます。				
	防災集団移転促進事業【再掲】	居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度に注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定し、条例を定める	市	H24～H28
	土地区画整理事業【再掲】	土地の区画を整えながら、宅地造成などによる新たな住環境の整備	市	H23～
	小規模住宅地区等改良事業【再掲】	不良住宅の集合などにより、生活環境の整備が遅れている地区での住宅などの整備 ・住環境の整備改良 ・災害防止のための住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備	市	H23～
	漁村集落復興事業【再掲】	漁業集落の地盤嵩上げなど防災強化	市	H23～H32
施策ウ 災害危険地域などについては、住民との合意形成のもと、住宅などの建築を制限します。				
	防災集団移転促進事業【再掲】	居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度に注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定し、条例を定める	市	H24～H28
方針③ 情報通信基盤の整備を進めます。				
施策ア 災害時において、確実に情報収集・発信ができる環境を整備します。				
32	おおふなとさいがいエフエム運営事業	震災後、ライフラインや災害復旧活動、生活に関連した各種情報をエフエムラジオで放送	市	H23

3 都市基盤の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
33	地域情報通信基盤復旧事業	越喜来・吉浜地区ブロードバンド施設を修繕し、光サービスを提供 ・光ケーブルのルート設計 ・伝送路(光ケーブル)の修繕及び再敷設 越喜来地区 約6.3km、吉浜地区 約1.7km ・自営柱の修繕及び再設置 越喜来地区 約50本、吉浜地区 約10本	市	H23
34	地域情報通信基盤整備促進事業	光通信サービス未提供地域の解消に向けて、通信事業者への要望活動を展開 (光サービス未提供地域) 末崎町、日頃市町、三陸町綾里、猪川町大野、立根町大畑野、赤崎町合足 ※末崎町、日頃市町の一部地域を除く	市	H23～

4 防災まちづくり

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
方針① 今回の津波による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。				
施策ア 津波に対する防災体制を見直します。				
1	地域防災計画整備事業	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市	H23～H32
2	集積木材等流出対策事業	大船渡港に野積保管され、津波による流出により被害を拡大する恐れのある木材などの流出防止対策 ・対象:コンテナ、木材など ・場所:大船渡港の物揚場または周辺施設 ・方法:固縛、フェンス、防潮堤、第2線堤などによる流出防止対策について、大船渡港に最適な方法を検討、実施	国・県	H23～
3	避難誘導標識等設置事業	・避難誘導標識 ・避難誘導灯 ・津波水位標(東日本大震災) ※設置場所等は、今後のまちづくりにあわせ検討	市	H24～
	防災道路ネットワークの整備【再掲】	広域的な防災機能を発揮するための三陸縦貫自動車道、国道、県道と連絡する道路の整備 ・三陸縦貫自動車道吉浜道路 ・三陸縦貫自動車道新インター ・市道滝の沢線(三陸インター接続)	国・県・市	H23～
施策イ 新たな住宅地造成などに関連して、土砂災害などに対する防災体制を見直します。				
	地域防災計画整備事業【再掲】	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市	H23～H32
施策ウ 防災施設の充実・強化を図りながらも、防災施設に偏らない防災体制を整えます。				
	防災センター整備事業【再掲】	防災拠点施設である防災センターの整備 ・市民の安全で安心な暮らしを守り、さまざまな災害に確実に対処する防災活動及び防災教育の拠点施設として整備 建設予定地:盛町字木町1-1 敷地面積:3,825㎡ 延床面積:庁舎・車庫棟 2,887㎡ 防災体験棟 240㎡	市	H23～
	地域防災計画整備事業【再掲】	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市	H23～H32
4	防災行政無線整備事業	・デジタル防災行政無線システムの整備(全域) 目標:親局1,中継局1,遠隔操作卓6,子局150など ・被災したアナログ施設の応急復旧(旧大船渡市地域) ・仮設住宅の難聴対策(旧大船渡市地域)	市	H23～
5	災害時情報伝達方法の整備	・市災害対策本部・地区本部、地域公民館及び避難所などの相互連絡体制の確立(相互連絡手段及び情報収集体制)	市	H23～H27
6	潮位観測装置等整備事業	・潮位観測装置の復旧(下平、門之浜、越喜来)	市	H23～H25
7	防災行政無線復旧事業	・津波で流失した子局(6局)、漁港局(17局)、遠隔制御局(3局)の整備 ・津波被害を受けた親局の移設 1局 ・津波で流失した戸別受信機を対象世帯へ貸与 100台 ・仮設住宅への簡易子局整備 6局	市	H23

4 防災まちづくり

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
8	本庁舎改修事業	非常用発電機、内外壁及び配管などの改修	市	H23～H24
9	三陸支所仮庁舎の整備	被災した三陸支所の機能を回復するため、三陸保健福祉センターを仮庁舎として復旧整備	市	H23
10	コミュニティー消防センター新築事業	・立地場所の検討 ・消防屯所の建設 ・消防団組織(部の統合)の検討	市	H23～H32
11	消防施設整備事業	消防用水利の新設・修繕	市	H23～H28
12	消防庁舎(仮設)整備事業	被災した三陸分署綾里分遣所の機能を回復するため、仮設車庫・倉庫を建設	消防組合	H23
13	消防救急無線施設・設備整備事業	アナログ式の消防救急無線施設をデジタル化し、機能強化を図るとともに、消防指令センターを整備	消防組合	H23～
14	林野火災用活動拠点広場整備事業	被災した三陸空中消火補給基地ヘリコプター離着陸用広場を復旧	消防組合	H23
施策エ 高齢者や障がい者など災害弱者に十分配慮した防災体制を整えます。				
15	災害時要援護者支援制度	要援護者に係る情報の収集・共有、避難支援プランなどの作成	市	H23～
施策オ 建築物の構造を災害に強いものにするよう促します。				
	学校施設防災機能強化事業【再掲】	旧耐震基準の学校施設の耐震補強工事などを実施 ・盛小学校:屋内運動場 ・末崎小学校:校舎 ・猪川小学校:校舎、屋内運動場 ・日頃市小学校:校舎、屋内運動場 ・大船渡北小学校:校舎、屋内運動場 ・綾里小学校:屋内運動場 ・第一中学校:屋内運動場 ・綾里中学校:校舎 ・越喜来中学校:校舎、屋内運動場	市	H23～H33
施策カ 高層の避難場所を確保するなど、沿岸部などの防災機能を強化します。				
16	津波避難ビル等の指定	浸水想定区域内において構造的要件を満たす施設を津波避難ビルなどとして指定	市	H23～
	道路新設・改良事業【再掲】	高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路などの整備 ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画) ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画) 主要地方道大船渡広田陸前高田線 主要地方道大船渡綾里三陸線 県道崎浜港線 県道基石海岸線 ・市道市役所庁舎前線、田茂山明神前線、大船渡北小学校線、山口6号線、沢田宮野線、細浦地区避難路、石浜海岸線、浦浜地区避難路、吉浜中学校線外46路線	県・市	H23～

4 防災まちづくり

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
方針② 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。				
施策ア 今回の災害の記録を保存するとともに、津波に関する遺構やモニュメントを活用するなどして後世に伝えます。				
17	震災資料記録事業	震災による被害や復旧・復興に関する写真・映像などを収集、整理し、記録として保存 ・収集方法：市はもとより、市民、関係団体などに対しても広く周知 ・保存方法：時系列的、各種分野別などに分類し、デジタルデータで保存	市	H23
18	防災教育事業	防災教育のための地域学習会の開催	国・県・市	H24～
19	防災文化醸成事業	・小学校などで津波防災に関する出前講座等を実施 ・学校における津波と避難についての学習	県・市	H23～
施策イ 市民各層に対して防災に関する防災教育を実施します。				
20	防災マップ作成事業	新たな津波ハザードマップの作成	県・市 市民	H24～
施策ウ 東日本大震災が発生した3月11日に、広く防災意識の高揚を図るための事業を実施します。				
21	慰霊祭の開催	東日本大震災が発生した3月11日に慰霊祭を実施	市	H23
22	防災訓練の実施	・防災訓練、津波避難訓練の実施(次の防災関連の日を中心に適宜実施) 5/24チリ地震津波、9/1防災の日、11/5津波防災の日、 1/17防災とボランティアの日、3/11東日本大震災	市 関係機関 など	H24～
施策エ 市内全域または地域ごとに防災訓練を実施します。				
	防災訓練の実施【再掲】	・防災訓練、津波避難訓練の実施(次の防災関連の日を中心に適宜実施) 5/24チリ地震津波、9/1防災の日、11/5津波防災の日、 1/17防災とボランティアの日、3/11東日本大震災	市 関係機関 など	H24～
方針③ 地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。				
施策ア 自主防災組織の育成・強化を支援します。				
23	地域防災力強化推進事業	自主防災組織の育成・強化(結成促進、リーダー養成、連合会組織の結成など)	市	H24～
施策イ ボランティア組織の育成・強化を支援します。				
24	おおふなとボランティア活動連絡会支援事業(活動センター運営事業)	ボランティア組織の育成・強化の支援	社会福祉協議会	H23～
施策ウ 市民の自主的な地域づくり活動や拠点となる施設の整備などに対して支援します。				
25	(仮称)市民活動支援センター設置事業	市民活動の活性化、公益団体などの連携及び行政との協働を図るため、さまざまな情報の提供、活動団体の相互交流の機会及び活動場所が提供できる施設の整備	市	H23～H25
26	越喜来地区拠点センター建設事業	津波した三陸支所を移転し、地区住民の避難所を兼ねた拠点センターとして整備	市	H24～
	地域公民館整備支援事業【再掲】	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館34施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地 域 公民館	H23～H32

4 防災まちづくり

事業名		事業概要	事業主体	事業期間
27	綾里地区コミュニティ施設災害復旧事業	綾里地区コミュニティ施設の補修	市	H23
方針④ ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。				
施策ア 関係機関の協力のもと、重要施設などへの重点・優先投資を行いながら、これら機能の早期復旧体制を整えとともに、再生可能エネルギーの活用など、非常時の応急的な生活を支える方策について検討します。				
28	災害用物資備蓄事業	地域分散による備蓄品の配置、災害用物資の備蓄 ・備蓄品の配置:地区本部、自主防災組織など ・災害用物資の備蓄:毛布、簡易トイレ、水、非常用食料、発電機、照明器具など	市	H23～
29	災害時に関する協定の締結	各種団体との災害時における物資調達などに関する協定の締結 ・生活物資、燃料、資機材、要員	市 企業など	H23～
30	NTT東日本復旧復興事業	今後拡大する生活圏の需要に対応した安定的通信サービスを提供 ・電力設備:重要通信ビルへの発電機などの設置 ・中継伝送路:内陸迂回ルートの確保 ・通信ビル:全壊、流失したビルの高台移設	NTT東日本	H23～
31	(仮称)再生可能エネルギー導入促進事業	県や関連企業などと連携した太陽光発電やリチウムイオン電池などについての調査・研究、事業化に向けた取り組みなど	市	H23～H27
施策イ 災害に備えた物資の備蓄や調達方法を強化します。				
	災害用物資備蓄事業【再掲】	地域分散による備蓄品の配置、災害用物資の備蓄 ・備蓄品の配置:地区本部、自主防災組織など ・災害用物資の備蓄:毛布、簡易トイレ、水、非常用食料、発電機、照明器具など	市	H23～
	災害時に関する協定の締結【再掲】	各種団体との災害時における物資調達などに関する協定の締結 ・生活物資、燃料、資機材、要員	市 企業など	H23～
方針⑤ 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。				
施策ア 医療・福祉をはじめさまざまな分野において、市内外の多くの機関との連携による相互支援体制を確立します。				
32	緊急時医療体制充実強化事業	関係機関と連携した災害時の救急医療体制の確立 ・対象:県や気仙医師会など関係機関 ・内容:平成24年度からの県によるドクターヘリ事業開始に伴う必要な体制などの整備 ・場所:県立大船渡病院など	市など	H23～
33	災害時相互応援協定締結促進事業	静岡県浜松市、東京都板橋区、兵庫県宝塚市、鹿児島県大隅半島4市5町、山形県最上町などとの災害時相互応援協定締結を促進	市 関係市町村	H24～H28
34	災害時の支援ネットワーク体制確立事業	銀河連邦構成市町及び友好都市間で、災害が発生した際の人的な支援ネットワーク体制の確立	市 関係市町村	H23～H28
35	復興支援から相互交流への展開事業	復旧・復興支援自治体との相互交流の促進	市 関係市町村	H23～H28
施策イ 気仙2市1町の一層の連携推進をはじめ、三陸沿岸地域や岩手県内陸部の市町村など、自治体間の相互支援体制を強化します。				
36	地域防災計画整備事業	後方支援拠点となり得る住田町や遠野市と連携した広域的な防災計画の整備	国・県・市	H23～H27

4 防災まちづくり

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
37	公共施設広域利用促進事業	2市1町の利用可能な公共施設の相互利用について、広報やホームページなどにより広く市民に周知	市	H23～H27
	災害時相互応援協定締結促進事業【再掲】	静岡県浜松市、東京都板橋区、兵庫県宝塚市、鹿児島県大隅半島4市5町、山形県最上町などとの災害時相互応援協定締結を促進	市 関係市町村	H24～H28
	災害時の支援ネットワーク体制確立事業【再掲】	銀河連邦構成市町及び友好都市間で、災害が発生した際の人的な支援ネットワーク体制の確立	市 関係市町村	H23～H28
	復興支援から相互交流への展開事業【再掲】	復旧・復興支援自治体との相互交流の促進	市 関係市町村	H23～H28
	(仮称)再生可能エネルギー導入促進事業【再掲】	県や関連企業などと連携した太陽光発電やリチウムイオン電池などについての調査・研究、事業化に向けた取り組みなど	市	H23～H27
施策ウ 災害時にすばやく対応できるボランティアネットワークを強化します。				
	おおふなとボランティア活動連絡会支援事業(活動センター運営事業)【再掲】	ボランティア組織の育成・強化の支援	社会福祉協議会	H23～

5 その他支援制度

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間
1	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法に基づき、災害で住家を失った世帯に対し、住宅の被害の程度や住宅の再建方法に応じて支援金を支給	被災者生活再建支援基金(受付は市)	H23
2	災害援護資金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により住居・家財の損害を受けた場合に生活の再建に必要な資金を貸付	市	H23
3	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害による死亡者の遺族に対して弔慰金を支給	市	H23
4	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が生じた場合に見舞金を支給	市	H23
5	災害義援金	全国から寄せられた寄付金を被災者の生活支援金として給付	市	H23
6	生活福祉資金貸付	災害により臨時に必要となる費用の貸付、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付など	社会福祉協議会	H23
7	母子寡婦福祉貸付	災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して生活資金を貸付	県・市	H23
8	日本政策金融公庫融資	震災で一旦廃業した中小企業者などが新たに事業を開始する場合、日本政策金融公庫が低利・長期の貸付条件を適用	日本政策金融公庫	H23～
9	被災事業者業務再開事業	雇用再開(継続)を行う被災事業者の事業再開経費を支援	三陸基金	H23
10	被災地元気回復事業	被災地の復興や元気回復のための事業経費を支援	三陸基金	H23
11	岩手県中小企業災害復旧資金	事務所または事業所が罹災した中小企業者で、罹災証明書の発行を受けた方に対して設備・運転資金を貸付	県	H23～
12	中小企業経営安定資金(災害対策枠)	震災後、売り上げが前年同月に比較して3%以上減少し、その後も3%以上減少することが見込まれる方に対して運転資金を貸付	県	H23～
13	中小企業災害復旧資金貸付金	事業所などが罹災した中小企業者で、罹災証明書の発行を受けた方に対して長期・低利の貸付を実施 ・融資枠50億円	県	H23～
14	中小企業高度化資金貸付金(被災中小企業施設・設備整備支援事業)	復興事業計画の認定を受けた被災中小企業などの施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調して働いて産業振興センターを通じた資金貸付を実施	中小企業基盤整備機構・県・働いて産業振興センター	H23～